

歳入確保の状況について

行財政改革大綱2008及び財政構造改革プランの一環として歳入確保に取り組んでいるところであるが、来年度から実施することを検討している県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定、及び岡山県滞納整理推進機構については次のとおりである。

【岡山県行財政構造改革大綱2008抜粋】

(6)歳入確保

① これまでの取組

産業振興による税源のかん養、徴収対策の強化や県有財産の有効活用等により歳入を確保しました。

【取組内容】

- ・「岡山県税込確保対策実施計画」を策定(H18)
- ・歳入確保連絡会議を設置し、県有資産の売却や有効活用、新たな広告媒体の導入等、さらなる歳入確保について、全庁的に検討(H19)

② 今後の取組方針

徹底した事務事業の見直しとあわせて、県自らの努力による歳入確保策に積極的に取り組みます。

- ・県税の収入率を全国でもトップクラスの98.0%以上に向上
- ・県有施設へのネーミングライツの導入、県有財産の有効活用、県有施設の使用料等の適正化等
- ・県税以外の滞納債権について、法的な手続きの活用や債権放棄の検討
- ・退職手当の増加に対して、年度間の負担の均等を図るための退職手当債を発行

歳入の確保

持続可能な財政構造の確立を目指し、ゼロベースからの徹底した事業の見直しとあわせて、岡山県自らの努力による歳入確保策にも積極的に取り組みます。

● 県税の収入率の向上

約20億円

- ・H24までに県税の収入率98.0%以上の達成
- ・市町村との徴収一元化体制の構築 など

● 使用料等の適正化

- ・県有施設内駐車場の原則有料化
- ・民間施設と競合する施設（スポーツ施設等）の使用料の見直し
- ・職員公舎使用料の見直し

● 県有財産の有効活用等

- ・県有施設内の自動販売機、売店、食堂等にかかる入札による納付金制度の導入
- ・県有施設へのネーミングライツの導入

約30億円

● 新たな財源の創設

- ・重点的に推進する分野の事務事業の財源とするための超過課税等
- ・森づくり県民税、産業廃棄物処理税の用途拡大検討

効果額
約50億円

● 県有財産の売却等

- ・職員公舎、土地開発基金等が保有する土地の売却
- ・特定目的基金の整理
- ・特別会計剰余金の一般会計への繰入

1. 県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定（案）

行財政構造改革大綱2008及び財政構造改革プランに掲げている歳入確保策の一環として、公平性や効率性等の視点に留意しながら、次のとおり県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定を行う。

（1）県有施設駐車場の有料化（新設）

- | | |
|----------|--|
| ①条例改正件数 | 4 件（5施設） |
| ②施行時期 | 平成22年9月1日
(ただし、岡山空港及び岡山後樂園の駐車場については、引き続き検討し施行時期を別に規則で定める) |
| ③効果額（見込） | 45百万円(指定管理者への収入見込額を含む) |
| ④主な改定事項 | 別紙1のとおり |

（2）その他の使用料を改定するもの

- | | |
|----------|------------------------|
| ①条例改正件数 | 21 件 |
| ②施行時期 | 平成22年9月1日 |
| ③効果額（見込） | 69百万円(指定管理者への収入見込額を含む) |
| ④主な改定事項 | 別紙2のとおり |

駐車場の有料化に当たっての理念

県有施設の駐車場の有料化に当たっては、歳入確保の観点に加え、次の視点に留意しながら進めることとする。

I 環境保全の観点

- 自動車の利用抑制、公共交通機関の利用促進

→「新岡山環境基本計画 ～エコビジョン2020～」

第4章 重点プログラム

1 基本目標

- (1) 地域から取り組む地球環境の保全
- (3) 安全な生活環境の確保

- 公共交通機関等の利用促進
- 自動車の利用抑制
- バス・電車等の利用促進

II 公平性の観点

- 公共交通機関等による来訪者と自家用車による来訪者との公平性の確保
- 受益者負担の考え方
- 近隣の民間の有料駐車場との関係で、いわゆる「民業圧迫」の抑制

など

III 効率化の観点

- 長時間利用の抑制による駐車場の循環促進
- 当該県有施設の利用目的以外の利用抑制

＝当該県有施設の利用者への適正なサービス提供

など

県有施設駐車場の有料化

施設名	料金		利用時間	参			考		公共交通機関
	減免	減免		他団体の例		近隣の民間等駐車場の例			
				料金	利用時間	料金	利用時間		
岡山県庁 (外来駐車場) 167台	100円/h (上限なし)	1時間無料: 来庁者・納品車両 免除: 障害者・会議出席者等	平日 8:00~19:10 土日祝 8:00~18:10	香川県庁舎			コインパーキング(7箇所)		路線バス(県庁前バス停) 16本/時間、徒歩1分(20m) 片道100円
				100円/25分 (上限なし)	1時間無料	開庁日:8:00~18:00 開庁日: -	100円/30分 100円/時間	8:00~20:00 20:00~8:00	
				群馬県庁舎			鳥城公園駐車場(岡山市)		
県立図書館 174台	100円/h (上限なし)	1時間無料: 来館者・納品車両 免除: 障害者等	平日 8:30~19:10 土日祝 8:30~18:10 (月曜日・ 第3木曜日休館)	岡山市庁舎(鹿田町駐車場)			コインパーキング(7箇所)		路線バス(県庁前バス停) 16本/時間、徒歩1分(20m) 片道100円
				100円/30分 (上限なし)	2時間無料	8:00~22:30 (入庫は21:30)	100円/30分 100円/時間	8:00~20:00 20:00~8:00	
				奈良県立図書館			鳥城公園駐車場(岡山市)		
岡山空港 (第1駐車場) 281台 281/3,170=8.9%	100円/h (上限500円/日)	1時間無料 免除: 障害者等	6:00~22:00 (終日出庫可能)	愛知県立図書館			鳥城公園駐車場(岡山市)		路面電車(県庁通り駅) 12本/時間、徒歩5分(300m) 片道100円
				100円/30分 5時間超1,000円	30分無料	平日:9:30~20:10 土日祝:9:30~18:10	100円/30分 100円/時間	8:00~22:00	
				富山空港(全体1,701台の内、有料化186台=有料化率10.9%)			ノストップバス(岡山駅→岡山空港)		
総合グラウンド 489台 (+122台)	<普通車> 100円/h (上限なし) <大型車> 600円/回	1時間無料: (予約申込者を考慮) 免除: 障害者等	5:30~21:30	神戸空港(約1,250台全て有料)			コインパーキング(3箇所)		JR岡山駅 4本/時間、徒歩20分(1.5km)
				100円/時間 600円/日	障害者無料	6:00~22:00 (上記時間外閉鎖)	100円/30分 100円/時間	7:00~21:00 21:00~7:00	
				赤穂海浜公園(都市公園)			民間駐車場		
岡山後楽園 376台	<普通車> 100円/h (上限なし) <大型車> 600円/回	免除: 障害者等	7:00~18:30	高松市総合体育館			民間駐車場		路線バス(後楽園前) 3本/時間、徒歩0分 片道140円
				300円/回	なし	7:00~21:00 (上記時間外閉鎖)	100円/30分 1,000円/油	7:00~21:00 21:00~7:00	
				栗林公園東門・北門前駐車場			市営天神町駐車場(岡山市)		
				箱景園駐車場			路面電車(城下駅)		
				100円/25分(普通車) 500円/30分(大型車)	なし	24時間	最初の1時間:300円 以降100円/30分	24時間	10本/時間、徒歩7分(750m) 片道100円
				最初の1時間:300円 以降100円/30分 1,000円/油	障害者無料	9:00~17:00	最初の1時間:300円 以降100円/30分 1,000円/油	7:30~22:00	

その他の使用料の改定

別紙2

区分① 民間施設と競合するスポーツ施設は、民間の類似施設の料金を参考に改定

(主なもの)

(単位:円)

施設名 使用料の名称	現 行		改 定 予 定		他施設の例	
	単 価	減 免	単 価	減 免	単 価	減 免
倉敷スポーツ公園 テニスコート(一面) 一般使用	条例上の単価 500 /1H	利用料金 平日:540円/1H 休日:650円/1H	730 /1H		山陽ハイツ 735 /1H	
総合グラウンド 南コート(1面) 一般使用	620 /1H		730 /1H		民間テニスコートA(岡山市富原) 平日 1,500円 土日・祝日 2,000円	
北コート(1面) 一般使用	420 /1H		490 /1H		民間テニスコートB(岡山市門田屋敷) 平日 2,500円 土日・祝日 3,000円	
備前テニスセンター サブコート(1面) 一般使用 アマチュアスポーツ (1時間)	360 /1H		420 /1H		民間テニスコートC(岡山市寺山) 区分なし 1,500円	
南部健康づくり センター 施設自由利用 (月会費)	6,000 /月	障害者5割減免 介助者10割減免	7,500 /月	存続 (※民間施設での利用は困難と見込まれるため)	市内スポーツジム (プール規模同等)平均 8,500 /月	
健康増進指導体験	1,400 /回		1,700 /回			
健康実践講座	1,000 /回		1,200 /回			

区分② 他県の類似施設と比較しやすい美術館、後楽園、博物館等は、他県の類似施設の料金を踏まえて改定

(主なもの)

(単位:円)

施設名 使用料の名称	現 行		改 定 予 定		他団体の例	
	単 価	減 免	単 価	減 免	単 価	減 免
後楽園 入園料(大人)	350 /人	65歳以上免除	400 /人	65歳以上 140 /人	香川県立栗林公園 400 /人 毛利氏庭園(財団所有) 400 /人	県内在住65歳以上 免除 65歳以上減免なし
入園料(小人) 5歳以上15歳未満	140 /人		据置		香川県立栗林公園 170 /人 (小・中学生) 毛利氏庭園(財団所有) 200 /人 (小・中学生)	小学生未満免除
年間パス(大人)	2,000 /人		据置	65歳以上 800 /人	栗林公園 2,500 /人	
年間パス(子供)	800 /人		据置			
県立美術館 観覧料(個人)	300 /人	65歳以上免除	350 /人	65歳以上 170 /人	高知県立美術館 350 /人 石川県立美術館 350 /人	県内在住65歳以上 免除 65歳以上減免
観覧料(高校生・大学生)	200 /人	中学生以下免除	250 /人	高校生以下免除	高知県立美術館 250 /人 石川県立美術館 280 /人	高校生以下免除 高校生以下免除
県立博物館 入館料(大人)	200 /人	65歳以上免除	250 /人	65歳以上 120 /人	石川県立歴史博物館 栃木県立博物館 250 /人	65歳以上免除なし
入館料(小人) 15歳未満	無料		無料	高校生以下無料	石川県立歴史博物館 200 /人 (大学生)	高校生以下免除

区分③ 類似施設と比較し難しい会議室、ホール等は従来どおり、物価指数の上昇率により改定

(主なもの)

(単位:円)

施設名 使用料の名称	現行単価	改定予定単価	参考 指数上昇率
吉備高原都市センター区広場 円形広場	31,500 /日	32,000 /日	2.40%
国際交流センター 国際会議場	6,500 /時	6,600 /時	2.10%
おかやま旧日銀ホール ホール	6,000 /時	6,100 /時	2.00%
県立美術館 ホール(午前9時から午後9時まで)	121,800 /回	124,600 /回	2.40%
天神山文化プラザ 第一展示室(全室)	112,000 /週	114,000 /週	2.00%
武道館 会議室(学生等が使用する以外の場合)	490 /時	500 /時	2.10%
津山体育館 ステージ	2,520 /日	2,570 /日	2.10%
総合福祉・ボランティア・NPO会館 301会議室(大・401㎡)全室	16,000 /8H	16,400 /8H	2.50%
南部健康づくりセンター 大会議室・3時間まで	12,000 /3H	12,300 /3H	2.10%
テクノサポート岡山 大会議室(全室)	6,100 /時	6,200 /時	2.10%
岡山セラミックスセンター 会議室	530 /時	540 /時	2.10%
小型船舶係留施設(漁港) プレジャーボート	71,000 /年	72,000 /年	2.00%
小型船舶係留施設(プレジャーボート6m以上) 桟橋係留方式	71,000 /年	72,000 /年	2.10%
牛窓ヨットハーバー(海置き) クルーザーヨット全長8m以上9m未満	477,000 /年	487,000 /年	2.10%
総合グラウンド・設備等 会議室(陸上競技場ほか)	500 /時	510 /時	2.10%
倉敷スポーツ公園・設備等 会議室(野球場)	600 /時	610 /時	2.10%
後楽園 簾池軒	660 /時	670 /時	2.40%
県立図書館 多目的ホール	30,000 /日	30,700 /日	2.40%
生涯学習センター 大研修室	19,100 /日	19,500 /日	2.40%
県立博物館 講堂	4,080 /4H	4,170 /4H	2.40%
県立学校施設 運動場	6,200 /日	6,330 /日	2.10%

区分④ その他

(主なもの)

(単位:円)

施設名 使用料の名称	現 行		改 定 予 定	
	単価	考え方	単価	考え方
南部健康づくりセンター CT	13,880 /回	診療報酬点数に1.05を乗じ、診療情報提供料2,200円を減じた額	(15,183) /回	条例を「13,880円」→「診療報酬点数を基に積算した額に1.05を乗じて得た額とする。」に改定。
MRI	21,960 /回	診療報酬点数に1.05を乗じ、診療情報提供料2,200円を減じた額	(20,214) /回	条例を「21,960円」→「診療報酬点数を基に積算した額に1.05を乗じて得た額とする。」に改定。
メディカルチェック	2,500 /回	診療報酬点数に1.05を乗じて得た額の8割	(2,625) /回	条例を「2,500円」→「診療報酬点数を基に積算した額に1.05を乗じて得た額に、文書代105円を加えた額」に改定。

2 岡山県滞納整理推進機構について

税源移譲により、市町村が賦課徴収する個人県民税の調定額が大幅に増加したことに伴い、県税全体の滞納額もこれに比例するかたちで膨張する傾向にあり、平成20年度においては、その約5割を個人県民税が占めているところであるが、この割合は、今後、ますます大きくなるものと見込まれる。このような状況を踏まえ、個人住民税の困難事案等の滞納整理の促進及び県内の市町村職員の滞納整理に係る技術の向上を図ることを目的として、すべての市町村とともに、昨年4月に岡山県滞納整理推進機構を設置して、迅速に差押えを行うことはもとより、特に悪質な滞納者に対しては大がかりな搜索や訴訟を行うなど積極的に滞納整理を行うことにより滞納額の縮減に努めている。

(1) 所掌事務

個人住民税（個人の県民税及び個人の市町村民税）の滞納者のうち、市町村が滞納整理を行うことが困難であると認める者に係る滞納事案の引継ぎを市町村から受けて、滞納整理を行う。

(2) 対象税目

主として個人住民税（個人住民税とともに滞納している他の市町村税も対象とする。）

(3) 組織体制

県職員（5名）、市町からの派遣職員（5名）、非常勤職員（2名）で構成（計12名）

【職員を派遣している市町村】

岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町

（注）非常勤職員のうち1名は税務・警察連絡員（警察官〇B）

(4) 滞納整理等の状況

① 引継事案

・件数：188件（人・法人） 滞納税額：647,019千円

② 引継団体

・団体数：9市町村

※岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、矢掛町、西粟倉村、奈義町、美作市

（注）下線の団体は活動実績を踏まえ、年度途中から新たに引継を要望した市町村

③ 搜索

・件数：9件（人・法人）

④ 差押え

・件数：777件、差押等で確保した滞納税額：584,875千円

・内訳：債権589件、不動産100件、動産80件、自動車7件、電話加入権1件

⑤ 取立て（公売を含む。）

・取立件数：466件（人・法人） 取立総額：27,933千円

⑥ 納付

・納付件数：148件（人・法人） 納付総額：52,411千円 } 約80,000千円

（参考）アナウンス効果による納付等（引継ぎを行わなかったもの）

・件数：27件（人・法人）、納付等の額：19,119千円 …… A

…… B

効果額 約1億円 A+B

【参考】岡山県滞納整理推進機構による搜索の例

医療法人A及びその代表者Bの財産を発見するため、Aの医院及びBの自宅について、下記のとおり大規模な搜索を実施したところ、Bから同人に係る滞納額（約400万円）を自主的に納付したいとの申し出があり、Bに係る事案が全面的に解決するに至ったところである。

1 滞納者

- ・医療法人A 滞納額 約9,700万円
- ・医療法人Aの代表者B(理事長・病院長)
滞納額 約400万円 → 完納

2 搜索の日時

平成21年7月16日(木)

9:20~21:52 (延べ約12時間30分)

3 動員数

総勢 11名

正規職員5名、市町村職員5名、非常勤職員(税務・警察連絡員)1名

4 差押物

総点数 73点

骨董品、絵画、液晶テレビ、洋酒など(うち現金28.5万円)

5 取上物

総点数 13点

預金通帳、キャッシュカード

6 写真

総枚数 約1600枚

帳票、その他財産関係資料など

【参考】岡山県滞納整理推進機構による訴訟の例

医療法人Aの滞納整理を進めるため、Aがその代表者Bに対して有する仮払金返還請求権を差し押さえ、岡山簡易裁判所に対し、支払督促の申立てを行ったところ、Bから督促異議の申立てが同裁判所にあった。

民事訴訟法の規定では、支払督促に対し、適法な異議の申立てがあった場合は、支払督促の申立てのときに遡って、岡山地方裁判所に訴えの提起があったものとみなすこととされているところであり、現在、仮払金の取立てを実現するため、係争している。

1 滞納者

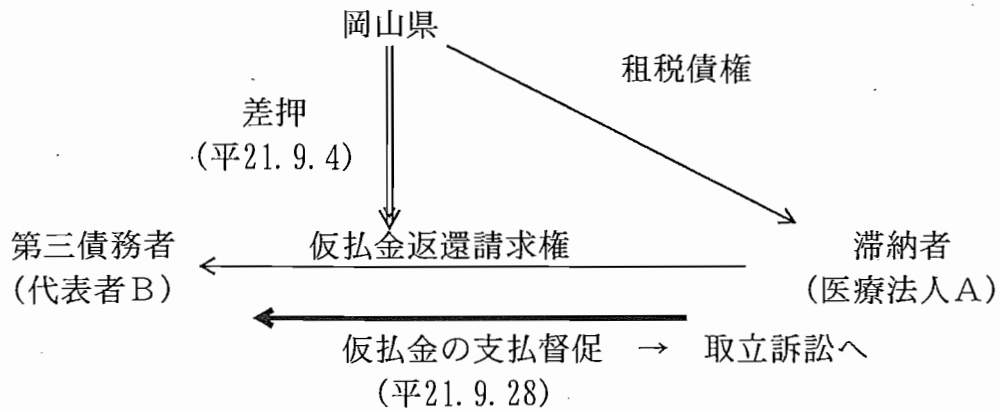
医療法人A 滞納額 約9,700万円

第三債務者に対する仮払金（約6,100万円）の返還請求権を保有

2 第三債務者

医療法人Aの代表者B（理事長・病院長）

3 事案の概要



4 主張

- ① 岡山県
すみやかに仮払金を返還すべきである。
- ② 第三債務者
返還することはできない。

5 経緯

- 平21. 9. 4 AがBに対して有する仮払金返還請求権を差押え
- ” 9. 28 岡山簡易裁判所に対し、支払督促を申立て
- ” 10. 19 Bから督促異議の申立てあり
- ” 12. 10 第一回口頭弁論
- 平22. 2. 24 第二回口頭弁論（予定）